



答 申 第 1 4 号
令和5年6月9日

世田谷区長
保 坂 展 人 様

世田谷区公文書管理委員会

会 長 野 村 武 司



令和4年度に作成した保存期間が1年未満である公文書の移管及び廃棄
に関する意見聴取について（追加作成分）（答申）

令和5年6月9日付諮問第14号で依頼のあった「令和4年度に作成した保存期間が1年未満である公文書の移管及び廃棄に関する意見聴取について（追加作成分）」に関し、当委員会において目録を確認した結果、目録に記載の公文書を廃棄することは妥当であると認めます。